

町立厚岸病院及び厚岸町介護老人保健施設
消防計画

町立厚岸病院
厚岸町介護老人保健施設

目次

第1章 総則

第1節 目的

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

第3節 防災対策委員会

第2章 防火管理対策

第1節 防火管理組織

第2節 火災予防措置等

第3節 建物等の自主点検等

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

第2節 応急救護対策

第3節 休日・夜間等における自衛消防活動

第4章 震災等の対策

第1節 震災予防措置

第2節 地震等の発生時の対応

第5章 ガス防災対策

第1節 ガス防災予防措置

第2節 ガス災害時の活動

第6章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育

第2節 防災訓練

別表1 防災対策委員会委員名簿

別表2 火災予防組織表

別表3 防災管理の点検／検査計画表

別表4 防火担当責任者自主点検表

別表4－2 火元責任者自主点検表

別表5 自衛消防隊編成表

別表6 自衛消防隊各班の任務内容

別表7 休日・夜間等における当直者の自衛消防活動

別表8 非常時連絡網（看護部・老健施設・看護部以外）

別表9 非常時持ち出し備品

別 紙 非常時における初動体制マニュアル

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、町立厚岸病院及び厚岸町介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）における防火・防災について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全確保、並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、町立厚岸病院病院及び老健施設（以下「病院等」という。）に勤務する者並びに入院患者、通院患者、入所者及び出入りする全ての者に適用する。

(防火管理者)

第3条 病院等の防火管理者は事務長とする。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者はこの計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更に関すること。
- (2) 建築物、火気使用危険物施設等の点検検査の実施及び指揮監督に関すること。
- (3) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施及び消防機関への届け出に関すること。
- (4) 防火担当責任者及び火元責任者の指導監督に関すること。
- (5) 消防設備等の点検整備の実施及び指揮監督に関すること。
- (6) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督に関すること。
- (7) 入院患者及び入所者の避難対策の確保に関すること。
- (8) 管理権限者に対する助言及び報告並びに防火管理上必要な業務に関すること。

(消防機関への報告、届出等)

第5条 防火管理者は、次の事項について消防機関への報告、届け出又は連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出(改正の都度)に関すること。
- (2) 建物及び消防設備等の設置又は変更の事前連絡に関すること。
- (3) 消防設備等の点検結果の報告に関すること。
- (4) 法令に基づく諸届出等に関すること。
- (5) 消防設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請に関すること。
- (6) 防災教育訓練の指導要請に関すること。
- (7) その他防火・防災に関すること。

第3節 防災対策委員会

(組織)

第6条 防災対策委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる職にある者で組織する。

- (1) 院長及び老健施設施設長
- (2) 副院長
- (3) 事務長及び老健施設事務長
- (4) 総看護師長及び副総看護師長
- (5) 看護師長
- (6) 老健代表職員
- (7) 主任薬剤師
- (8) 診療放射線技師長
- (9) リハビリテーション技士長
- (10) 臨床検査技師長
- (11) 事務次長
- (12) 主任臨床工学技士
- (13) 総務係長
- (14) 医事係長
- (15) 管理栄養士
- (16) 総務係(管理担当)

(委員会の開催)

第7条 委員会の開催は、定例会と臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は委員長が必要と認めたとき開催する。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関すること。
- (2) 自衛消防隊の編成及び運用に関すること。
- (3) 防災教育訓練に関すること。
- (4) 火災予防及び在院患者及び入所者の安全対策に関すること。
- (5) 地震等による災害対策に関すること。
- (6) その他、防災対策上必要な事項に関すること。

(委員会の事務局)

第9条 委員会の事務局は、町立厚岸病院総務係に置く。

第2章 防火管理対策

第1節 防火管理組織

(火災予防組織)

第10条 病院等の施設内火災等予防のための組織は、平素における火災予防及び地震等による災害防止を図るため、防火管理者のもとに、一定の区域ごとに防火担当責任者と火元責任者を置くものとする。(別表2)

(防火担当責任者の業務)

第11条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

(1) 担当区域内の火元責任者に対する指導監督

(2) 病院等の防火点検及び防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第12条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

(1) 担当区域内の火気使用設備器具、建物等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。

(2) 地震時及びガス漏れ時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。

(3) 防火担当責任者の補佐。

(4) その他火災等の予防上必要な措置に関すること。

(夜間警備員の業務)

第13条 警備員は、病院等の施設を定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を日誌に記録し防火管理者に報告しなければならない。

第2節 火災予防措置等

(火気等の使用制限等)

第14条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

(1) 火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

(2) 危険物類の貯蔵、取り扱い場所の指定

(3) 工事中の火気使用の制限及び立会い

(4) その他火災予防上必要と認められる事項

(臨時の火気使用等)

第15条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を得るものとする。

(1) 指定場所以外で、臨時に火気を使用するとき。

(2) 火気使用設備器具を設置又は変更するとき。

(3) 新たに危険物を貯蔵し又は取り扱うとき、若しくはその種類又は数量を変更するとき。

(4) 建物の増築、改修、修繕及び模様替えを行うとき。

(火気等の使用時の遵守事項)

第16条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気使用設備器具は、指定された場所以外で使用してはならない。

(2) 火気使用設備器具の使用前使用後には、必ず点検し安全を確認しなければならない。

(3) 火気使用設備器具の周囲に、可燃物が接近していないことを確認してから使用しなければならない。

(4) 敷地内全面禁煙のため、病院等の敷地内で喫煙してはならない。

(施設等に対する遵守事項)

第17条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段、その他の避難のために使用する施設に関すること。

ア 避難の障害となる施設を設け又は物品を置かないこと。

イ 床面は避難に際し、つまづき、滑り等を生じないように維持すること。

ウ 避難口に設ける戸は、容易に解錠し解放できるものとする。

(2) 火災が発生したとき、延焼を防止し又は有効な消防活動を確保するための防火施設に関すること。

ア スプリンクラーの散水に障害となる施設の改修や物品を置かないこと。

イ 防火シャッター及び防火戸は、いつでも閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖障害となる物品を置かないこと。

ウ 防火シャッター及び防火戸の付近には延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

(工事人の遵守事項)

第18条 病院等の施設内で、工事等を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 溶接等火気を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示を受けること。

(2) 火気を使用する作業にあたっては、消火器等の消火用具を配置すること。

(3) 引火性物品の使用は、その都度防火管理者の承認を得ること。

(4) 火気管理は、作業所ごとに責任者を指定して行うこと。

(5) 工事のため、やむをえず消防設備の機能を停止するときは、防火管理者の承認を得ること。

第3節 建物等の自主点検等

(建物等の自主点検)

第19条 防火担当責任者は、担当区域の建物、防火避難設備、火気使用設備器具等について、別表3に示す「防火管理の点検・検査計画表」に基づき別表4により自主点検を実施するとともに、日常における点検は、各火元責任者が別表4-2により行うものとする。

（消防用設備等の点検）

第20条 消防用設備等の機能を維持管理するため、消防法第17条の3の3に基づく点検を、点検資格を有する業者に委託するとともに、日常における外観的な点検及び維持管理は各火元責任者が行う。

（点検検査結果の記録及び報告）

第21条 点検検査を実施又は委託業者の点検に立会った点検実施責任者は、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は院長に報告する。

2 院長は、消防用設備等の点検結果を、1年に1回消防署長に報告するものとする。

（不備欠陥等の整備）

第22条 防火管理者は、点検結果報告に基づく不備欠陥事項について改修計画を立て、その改修促進に努めなければならない。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

（自衛消防隊の設置）

第23条 病院等の自衛消防組織として、院長を自衛消防隊長とする自衛消防隊を設置し、その編成は別表5のとおりとする。

（自衛消防隊の活動）

第24条 自衛消防隊は、病院等の施設で災害が発生した場合に活動し、自衛消防隊の活動内容は別表6に定める任務とする。

（隊長等の権限及び任務）

第25条 自衛消防隊長は、自衛消防隊が活動を行う場合、指揮、命令を行うとともに、消防等関係機関との連携を密にし、円滑な自衛消防活動を行うように努めるものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在の場合はその任務を代行する。

3 班長は、班員を指揮し、班の業務を行うとともに、隊長への報告を密にする。

（自衛消防隊本部）

第26条 自衛消防隊本部（以下「本部」という。）は、原則として、事務室に置き、一切の情報を受け、消防機関への通報、院内への非常放送等、入院患者及び入所者の安全確保のため避難誘導を最重点とした体制を整え、別表6に定める任務を遂行する。

- 2 本部には、入院患者台帳、入所者台帳、消防計画、緊急連絡先一覧表等の関係資料を準備し、災害状況の把握と活動上の指揮命令、報告連絡体制の確立を図ること。

第2節 応急救護対策

(応急救護所の設置)

第27条 応急救護所は、原則として本部に設置する。

- 2 救護班は、負傷者の応急手当を行い、消防の救急隊と密接な連絡のもとに重症者については速やかに指定病院等に搬送できるようにする。
- 3 避難する入院患者の一時収容先は、住の江地区集会所とする。
- 4 救護班は、負傷者等の氏名等必要な事項を記録しておかなければならない。

(救護区分)

第28条 火災等の院内災害発生時における入院患者及び入所者の救護区分は、担送、護送、独歩とし、病室入口、療養室入口、ナースステーション及びサービスステーションに次の標識を設置しておかなければならない。

- (1) 担送患者－赤色の印し
- (2) 護送患者－黄色の印し
- (3) 独歩患者－白色の印し

- 2 各病棟及び老健施設の看護責任者は、常に救護区分を明確にしておくとともに、救護に必要な担架等を、各階の所定の場所に常備し、管理を徹底すること。

第3節 休日・夜間等における自衛消防活動

(休日・夜間等における自衛消防活動)

第29条 祝祭日、休日、夜間等一般職員の勤務時間外に、病院等の施設内火災等の災害が発生した場合は、別表7により当直職員、警備員、在院職員等が協力し、在院者及び入所者の安全確保を最優先とした活動を行うこと。

- 2 災害発生に伴う職員の非常招集は、定休者も含めた全職員とし、別紙「非常時における初動体制マニュアル」の非常時連絡網により招集する。
- 3 職員は、非常時連絡網による招集が無くても、病院等で災害が発生したという情報を得たときは、自主的に登院するものとする。
- 4 参集した職員は、本計画第3章各節を参考としながら、在院者の安全確保のため、臨機応変に対応すること。

第4章 地震等の対策

第1節 震災予防措置

(震災予防措置)

第30条 各防火担当責任者及び火元責任者は、地震時の災害発生を予防するため、第2章各節に基づく各施設器具等の点検検査に併せて、次の事項を行うものとする。

- (1) 建物（看板、塀等の構築物を含む）及び院内及び老健施設内に陳列又は設置してある物件の倒壊、転倒、落下の防止措置を図る。
- (2) 火気使用設備器具等の転倒及び落下の防止についての検査。
- (3) 危険物施設、危険物類（医薬用、業務用を含む）転倒、落下及び流出による発火防止等の措置を図る。
- (4) ロッカー等の備品、薬品、ボンベ類及び車付き医療器材の転倒、落下防止措置を図る。

第2節 地震等の発生時の対応

（地震等の発生時の対応）

第31条 地震及び津波が発生したときの職員の対応は、別紙「非常時における初動体制マニュアル」及び第3章各節によるほか、次の措置を取らなければならない。

- (1) 各防火担当責任者及び火元責任者は、担当区域内の火気使用設備器具等の使用の停止、安全確認等出火防止措置を実施し、安全が確認された後でなければ使用開始させないこと。
- (2) 地震等の発生後、情報収集に努めるとともに、院内情報伝達手段を確保すること。

（避難）

第32条 院長は、地震により病院施設に被害が発生し危険となった場合、又は災害対策本部等より指示があった場合、全ての在院者を避難させなければならない。

- 2 避難は、職員の誘導により行い、避難場所は災害対策本部に指示された場所とする。
- 3 職員は避難時の混乱防止に万全を期すものとする。

第5章 ガス防災対策

第1節 ガス防災予防措置

（ガス防災予防措置）

第33条 各防火担当責任者及び火元責任者は、ガス漏れ等の災害を予防するため、第2章各節に基づく各施設等の点検検査に合わせて、次の事項を行う。

- (1) 日常の点検
 - ア ガス器具、ゴムホース、各コックの老化、破損、使用等の点検の実施
 - イ 使用後の各コックの閉鎖確認
 - ウ 元バルブ付近の整理整頓

エ 緊急遮断弁位置の明示と点検

第2節 ガス災害時の活動

(ガス災害時の活動)

第34条 ガス災害時の活動は、第2章及び第3章並びに第4章によるほか、防火管理者は次の事項を行う。

(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合は、在院者に対し院内放送等により、次の事項について周知する。

ア ガス漏れ事故の発生場所とその状況、避難の必要性

イ 火気の使用、喫煙の禁止

ウ ガス元バルブ、各コックの閉鎖

エ 必要により窓等の開口部の開放

オ 電気器具のスイッチ類の使用禁止

カ その他、安全確保に必要な措置及び患者の動揺を防ぐ措置

(2) ガス漏れ等の事故が発生した場合の避難誘導については、次の事項に留意すること。

ア ガス漏れ事故により避難が必要となった場合は、応急要員以外は速やかに避難させること。特に、爆発の危険が大きい場合は、全員を速やかに避難させること。

イ 避難場所は、原則として地上とし、爆発時の爆風等による被害を受ける恐れのない場所を指定する。

第6章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育

(防災教育の実施)

第35条 病院等の職員の防災教育は、年2回行うものとする。ただし、新規採用職員は、その都度行うものとする。

(防災教育の内容)

第36条 防災教育の内容は、次によるものとする。

(1) 消防計画の周知徹底について

(2) 火災予防上の遵守事項について

(3) 防火管理に関する各自の任務及び責任の周知徹底について

(4) 入院患者及び入所者等の避難誘導時のパニック防止の言動について

(5) 防災施設、消防用設備等の取り扱いについて

(6) 町の防災計画について

(7) その他、防火・防災に関する必要な事項

第2節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第37条 病院等の訓練は、年2回以上の総合訓練と、年数回の部分訓練とする。

(訓練の内容)

第38条 訓練は次により行う。

(1) 総合訓練の内容は次による。

ア 通報・消火・指揮・連絡・避難誘導等の訓練を総合的に行う。

(2) 部分訓練の内容は次による。

ア 自衛消防隊の任務分担及び、町の防災計画に基づく役割分担により、通報連絡・避難誘導・救急患者の対応等の訓練を部分的に行う。

(3) 訓練は、訓練時の事故防止に留意し、消防署の指導のもとに行う。

(4) 防火管理者は、訓練を実施する場合、事前に消防署に通報するものとする。

(5) 町が行う防災訓練等に参加する。

(6) その他、防火管理者が必要と認めた訓練とする。

附 則

この計画は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和5年4月1日から施行する。